



# 島根県報

平成24年3月2日（金）

第2,371号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により原子力立地給付金交付事業補助金の交付の対象等を定める告示	（土地資源対策課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（ 〃 ）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	3
県営土地改良事業計画の変更	（ 〃 ）	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示（3件）	（森林整備課）	4
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	5
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	6
廃川敷地等の発生	（河川課）	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	7

### 【公 告】

本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	（市町村課）	7
島根県行政情報通信基盤運用管理業務の調達に係る提案競技の実施	（情報政策課）	8
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（都市計画課）	12
都市計画変更の図書の縦覧	（下水道推進課）	12

**告 示****島根県告示第117号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、原子力立地給付金交付事業補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

原子力立地給付金交付事業補助金

## 2 交付の目的

原子力立地給付金交付事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより、原子力発電施設の周辺地域の振興に資することを目的とする。

## 3 交付の対象となる事業

松江市鹿島町内において一般電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者をいう。）又は特定規模電気事業者（同項第8号に規定する特定規模電気事業者をいう。）から電気の供給を受けている者に対する給付金（以下「原子力立地給付金」という。）の交付に関する事業

## 4 交付限度額

知事が交付することのできる毎会計年度の補助金の交付限度額は、原子力立地給付金の交付実績額及び当該実績額の3.5パーセントに相当する金額との合計額とする。

## 5 交付の率

10分の10以内とする。

**島根県告示第118号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 園山設備	訪問介護	ヘルパーステーション	出雲市斐川町富村1465-1	平成24年2月25日
	介護予防訪問介護	M I L K		
株式会社 園山設備	通所介護	デイサービスM I L K	出雲市斐川町富村1465-1	平成24年2月25日
	介護予防通所介護	富ロングラフ		

**島根県告示第119号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
--------	---------	--------	---------	-------

株式会社みたけや	居宅介護支援	介護プランサービス みたけや	浜田市三隅町井野ニ282	平成24年3月2日
----------	--------	-------------------	--------------	-----------

## 島根県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡大和村比之宮土地改良区

### 1 就任した役員の氏名及び住所

#### 理事

渡利八壽男 邑智郡美郷町比敷238番地 1  
 松島 壽晴 邑智郡美郷町宮内169番地  
 松嶋 伸之 邑智郡美郷町宮内358番地  
 林 房人 邑智郡美郷町宮内863番地  
 上口まゆみ 邑智郡美郷町宮内806番地  
 漆谷 耕治 邑智郡美郷町村之郷586番地 1  
 村上 和男 邑智郡美郷町村之郷712番地  
 荒河 繁人 邑智郡美郷町村之郷109番地 2  
 浅原 辰也 邑智郡美郷町村之郷309番地  
 日高 明夫 邑智郡美郷町比敷163番地 1  
 渡邊 光廣 邑智郡美郷町比敷285番地 5  
 日高 和史 邑智郡美郷町都賀行434番地

#### 監事

渡邊 勝之 邑智郡美郷町比敷86番地  
 大島 修二 邑智郡美郷町宮内193番地

### 2 就任年月日

平成23年4月1日

### 3 退任した役員の氏名及び住所

#### 理事

渡利八壽男 邑智郡美郷町比敷238番地 1  
 松島 壽晴 邑智郡美郷町宮内169番地  
 松嶋 伸之 邑智郡美郷町宮内358番地  
 林 房人 邑智郡美郷町宮内863番地  
 上口 巖 邑智郡美郷町宮内806番地  
 漆谷 耕治 邑智郡美郷町村之郷586番地 1  
 村上 和男 邑智郡美郷町村之郷712番地  
 荒河 繁人 邑智郡美郷町村之郷109番地 2  
 浅原 武志 邑智郡美郷町村之郷309番地  
 日高 明夫 邑智郡美郷町比敷163番地 1  
 渡邊 光廣 邑智郡美郷町比敷285番地 5

日高 和史 邑智郡美郷町都賀行434番地  
 監事  
 渡邊 勝之 邑智郡美郷町比敷86番地  
 浅原 良二 邑智郡美郷町村之郷349番地

### 島根県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
宍道湖中海沿岸地区用排水施設事業（県営集落基盤整備事業）	土地改良事業計画書の写し	平成24年3月2日から 21日間	松江市役所、安来市役所

### 島根県告示第122号

平成24年農林水産省告示第31号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
邑智郡邑南町下口羽3410-1、3410-2	三上 勝次郎	邑智郡邑南町下口羽1966

### 島根県告示第123号

平成24年農林水産省告示第33号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
邑智郡邑南町市木6223	榊原 良雄	兵庫県姫路市飾磨区阿成507-6

### 島根県告示第124号

平成24年農林水産省告示第34号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を美郷町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
邑智郡美郷町長藤993-2	三上 重市	邑智郡美郷町長藤678
邑智郡美郷町長藤995-1	三上 徳治郎	愛知県名古屋市千種区猪高町大字猪子石原 字天神下969-32

### 島根県告示第125号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ都野津店 島根県江津市都野津町2253番地3

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役社長 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

##### (3) 変更しようとする事項

###### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

株式会社キヌヤのみ変更

(変更前) 午前10時00分から午後8時00分まで

(変更後) 午前8時30分から午後8時00分まで

(年間8月12日から同月14日及び12月29日から同月31日のみ変更)

###### イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで

(変更後) 午前8時00分から午後8時30分まで

(年間8月12日から同月14日及び12月29日から同月31日のみ変更)

##### (4) 変更する年月日

平成24年8月12日

#### 2 届出年月日

平成24年2月17日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課（江津市江津町1525番地）

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第126号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
隠岐郡隠岐の島町	平成21年度～23年度	18枚	1冊	都万21	平成24年2月22日
大田市	平成22年度～23年度	27枚	1冊	大森②	平成24年2月22日
隠岐郡隠岐の島町	平成21年度～23年度	8枚	1冊	北方⑤	平成24年2月22日

## 島根県告示第127号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 河川の名称

一級河川斐伊川水系朝酌川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成24年3月2日

## 3 廃川敷地等の位置

松江市西川津町字井手下630番3地先

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 179.41平方メートル

## 島根県告示第128号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

郡B

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
仁多郡奥出雲町郡868番1	1号
〃 869番1	2号
〃 1117番	3号
〃 1116番	4号
〃 1115番1	5号
〃 1115番2	6号から8号まで
〃 1035番3	9号
〃 1116番	10号

## 公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	1,022
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	13
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	4,208
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給に係る事実についての審査等に関する事務	1,203
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認、脱退一時金の支給、又は死亡若しくは現況の届出に関する事務	353
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	1
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の規定に	

よる第一種フロン類回収業者の登録又はフロン破壊業者の許可の申請等に係る事実の審査等に関する事務	3
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による特殊電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	211
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	3
地方税法（昭和25年法律第226号）、島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）又は島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）の規定による県民税等の賦課徴収に際しての納税義務者等の生存の事実等の確認に関する事務	11,525
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての確認等に関する事務	231
遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）による同法第3条第1項の登録若しくは同条第2項の登録の更新又は同法第7条第1項の規定による届出に関する事務	1
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による中小企業高度化資金の貸付けを受けた者等の生存の事実等の確認に関する事務	7
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査等に関する事務	51

島根県行政情報通信基盤運用管理業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 提案競技に付する事項

### (1) 名称

島根県行政情報通信基盤運用管理業務（以下「委託業務」という。）

### (2) 仕様

別に定める島根県行政情報通信基盤運用管理業務委託に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 期間

平成24年6月1日から平成25年3月31日まで

### (4) 提案価格の上限額

31,993,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、平成24年2月（第435回）島根県議会による予算議決がない場合には契約は行わない。

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

### (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。



オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ケ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからオまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続き

(1) 配布期間

平成24年3月2日（金）から平成24年3月23日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配布手続

提案競技説明書の配布を受けようとする場合及び仕様書の別紙3「ドキュメント資産」を閲覧しようとする場合は、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。同誓約書様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

4 提案競技説明会

(1) 日時

平成24年3月9日（金） 午前10時から午前11時まで

(2) 場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第4会議室

5 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の

提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 8部
- (9) 見積書 1部

## 6 書類の提出方法、提出期限及び提出先

### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

### (2) 提出期限

ア 5の(1)から(6)までの書類については、平成24年3月26日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 5の(7)から(9)までの書類については、平成24年4月10日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

### (3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課

電話 0852-22-5566 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

## 7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成24年3月15日（木）午後5時までとする。

### (3) 提出先

6の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成24年3月23日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

## 8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成24年4月2日付けで、郵送にて通知する。

## 9 選定方法

(1) 島根県行政情報通信基盤運用管理業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。

ア 仕様書5から12までに記載している委託業務が実施されること

イ 他の運用業者との連携

- ウ 案件への対応方法
- エ セキュリティ対策
- オ 災害対策
- カ 県の情報通信システムに対する考え方の理解
- キ 委託業務執行体制
- ク 県内情報産業の育成や新たな雇用の確保等の地域振興
- ケ 見積金額
- コ その他委託業務を実施するに当たっての有益な提案

- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (5) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。

#### 10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 11 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は、行わない。

##### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

#### 12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

6の(3)に同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required :

Operations Management Support for Administrative Information Systems & Network Base of Shimane Iset

(2) Deadline for submission of proposal documents :

3 : 00 p.m. 10 April 2012

(3) For further details contact :

Information Policy Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5566

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画公園

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画ごみ処理場

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課